

令和6年 第11回

教育委員会定例会会議録

令和6年11月11日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2647号
令和6年第11回定例会

日 時 令和6年11月11日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	山 本 睦 美
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	野 上 宏
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教育総務係長	若 木 康 治
	教育総務係	畝 目 雄 太

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第2 報告事項

- 1 教育分野における個別計画等の整理について
- 2 令和6年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について
- 3 令和6年度「マイスクールPRコンペティション」の開催について
- 4 学校法律相談の令和6年度上半期実施状況について

「開会」

○**教育長** ただいまから、令和6年第11回港区教育委員会定例会を開会します。

日程に入ります前に、ご連絡いたします。

元教育委員の澤孝一郎様におかれましては、先日メールにてご案内しましたとおりご逝去されました。

ここに生前のご厚誼を感謝し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

次に「港区私立幼稚園PTA連合会及び港区私立幼稚園連合会」から「教育費保護者負担額の公私立幼稚園較差解消に関する要望書」が私宛てに提出されました。事前にお手元に配布させていただいておりますので、ご参照ください。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○**教育長** 日程に入ります。

本日の署名委員は、中村委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

○**教育長** それでは日程第1「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第69号「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○**図書文化財課長** ただいま議題となりました議案第69号「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 1を御覧いただけますでしょうか。

港区文化財保護条例第40条第3項の規定に基づき、港区文化財保護審議会の委員を委嘱します。

項番の1「港区文化財保護審議会委員」として、表にあります7名の方に委嘱します。

現在、6名の委員で構成しておりますが、このたび、表の3行目、美術史が専門の皿井氏に新たに委嘱することとし、7名となります。それ以外の方は全て再任でございます。

皿井氏以外は全て男性のため、審議会の女性比率を上げるためにも、ぜひ入っていただきたいと考えております。

項番の2「委嘱期間」は令和6年12月1日から令和8年11月30日までの2年間です。

簡単ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○**中村委員** この文化財保護審議会委員の定員というのはあるのですか。

○**図書文化財課長** 条例上の定数は12名以内となっております。

○**中村委員** 今回、皿井委員を選任するということですが、12名までまだ大分あるのですが、それはどういう考えで人数を決めているのでしょうか。そういう、いわゆる女性比率を今回は上げたい

ということで、やっている活動に比して人数が足りなければ、もう少し増やすという方法もあって
もいいと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○**図書文化財課長** ここにいる専門の、それぞれ担当分野を書いてございますが、ここにいる方々
でも難しい分野、例えば今年度指定をした麻布氷川神社の祭礼道具を文化財指定するときには、7
月にも審議で諮らせていただいたのですが、臨時委員を招集しております。人形学のときには、是
澤先生という人形学がご専門の先生に入っていていただき、臨時で入っていただくことも含めて
12名以内となっておりますので、定数、常任でいていただく人数としては8名ぐらいが適正と考
えております。今回、新たに皿井先生に参画していただきますが、またふさわしい方がいらっしや
ったら、もう1名は、いていただきたいと所管としても考えております。

○**中村委員** ということは今、審議委員として必要な分野、各分野の先生方が、必要不可欠と思わ
れるところには1人ずつ、一応フォローしてあると、同じ分野に2人の先生は入れていないと、そ
ういうことでよろしいですか。

○**図書文化財課長** 分野としては、今回皿井先生に入っていたことで網羅的にカバーできて
いると考えております。

○**中村委員** 分かりました。

○**教育長** ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第69号について、原案どおり可決することにご異議はございま
せんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第69号については原案どおり可決することに決定い
たしました。

日程第2 報告事項

1 教育分野における個別計画等の整理について

○**教育長** 次に、日程の第2「報告事項」に入ります。

初めに、報告事項第1「教育分野における個別計画等の整理について」説明をお願いいたします。

○**教育長室長** それでは、資料No. 1「教育分野における個別計画等の整理について」を御覧く
ださい。

本日は報告いたしますのは、教育分野における四つの個別計画と一つのアクションプランを、次
回の計画策定時において港区教育推進計画として一つに統合することについてです。

項番の1に、現在の個別計画、アクションプランの五つが記載されてございます。

項番の2として、現在の体系となった経緯です。平成26年度に、教育における各計画の体系整
理を行った経過がございまして、計画期間がそれまでばらばらとなっていたものを、あるいは内容の
重複があったものを、今の体系に見直しました。項番の3番はこの個別計画次回計画において、個
別計画整理する必要性についてです。

教育施策を貫く計画を策定することで、施策全体を分かりやすく示しながら分野横断的な取組を推進して、計画策定に係る事務を効率化するというのが目的でございます。

今現在、個別計画、アクションプランはそれぞれ100ページ程度の分量があつて、内容の充実が図られている一方で、施策全体を把握しづらい状況となっております。教育を取り巻く環境、課題は年々複雑化していて、それらを整理した上で分野横断的な取組を進めていく必要があると考えております。

次のページですが、現在、この四つの個別計画、アクションプランが、それぞれに検討会、検討委員会を持っていること、それから説明においてもそれぞれ行っているということで、事務の増大が顕在化しているということもあります。こういった動きを全庁的にも同様な課題として認識されており、今、行政計画を統合化、一本化するといった傾向が高まっています。次期港区基本構想の検討においても、港区基本構想と港区基本計画を統合していこうと、そして各分野における計画についても、統合をし、整理をしていこうという動きがございます。

こうした動きを踏まえ、教育委員会の個別計画においても同様に統合化、一本化を図って、より各施策が整合の取れた計画に改めていきたいと考えております。

項番の4、統合後の計画のイメージですが、こちらは教育推進計画を、第1部の総論部分は共通する項目を記載、そして第2部として、それぞれ分野別、これが従来の計画を章立てにしたようなイメージになります。こうすることで全ての、計画を網羅的に一つの計画に計上することが可能になると考えております。

策定に係る検討体制についても、複数の策定委員会を同時並行で行うのではなく、一つの策定委員会の下、分科会を図のように開催し、効率的に検討、協議を進めていきたいと考えております。

最後に、幼児教育の施策・取組の掲載についてです。現在、幼児教育の取組については、学校教育推進計画、そして港区幼児教育振興アクションプランの二つにまたがって掲載しておりますが、次回については学校教育部分に一本化して、幼児教育は掲載をしていきたいと考えております。ただし、港区幼児教育振興アクションプランという冊子については、公私立幼稚園で共有すべき方向性を示したものですので、引き続き印刷物としてのアクションプランは継続してつくっていききたいと考えております。中身についての協議等については、港区教育推進計画の学校教育の分野において幼児教育を計画計上するという形で整理をしていきたいと考えております。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 では二つ、指摘をしておきたいと思えます。

1点目は、今までアクションプランが五つに分かれていた個別計画、アクションプラン、五つに分かれていたものを一つに統合すると。それ自体は結構なことだと思っております。これを五つの章に分けて説明をするということはいいと思っておりますが、従来から課題だったのは、例えば学校教育での課題と図書館サービスの課題とか相互に関連するものは色々ありながら、時に連関が十分意識されていない記述になっていた。そこは、ここでも随分みんな相互に指摘し合ったりした訳です。そ

ういう意味で、今度、分科会ごとにそれぞれの章を切り離して担当してということだと、これをまとめる機会がないので、常に相互の連関を意識しながらつくっていくということが大事だと思えますので、そういう意味では分科会の、そういう趣旨を理解した運営というのでしょうか、それを期待したいというのが1点目です。

2点目は、幼児教育の問題で、私の理解では幼児教育の振興アクションプランというのは、必ずしも区立幼稚園の方策を議論していたものではなかったのではないかと考えています。もっと広く、幼児期の教育というものをどう考えていくかということがあるところがあって、その中にももちろん個別の幼稚園の問題もありますが、逆に幼児期の発育ということを考えれば、地域でどう支えるかとか、家庭教育の課題とか、そういうところまで広げて議論したり、意識していたのではないかと考えるのです。そう考えると、それは学校教育の中に一本化して大丈夫なのではないかと、というのが一つ。

それからもう片方は、それを公私立幼稚園で共有すべきということで、港区の公私立幼稚園連絡協議会で協議し決定した事項を載せましたとなったときに、それは逆に、いわゆる公立幼稚園と私立幼稚園というのは必ずしも利害が一致していないところがある中で、結局はポリティカルなゲームの中での調整になってしまっただけは何の意味もない訳です。もっとポリティカルなゲームとか双方の利害とかから離れた、もっと広い意味での幼児教育のありようというのを、ここでは示していったと思うのです。だからこそ、幼稚園だけではない幼児期の教育というところでのメッセージも出すし、家庭へのメッセージも出していた。それをいわゆる利害の調整をする場所に任せてよろしいのでしょうか、という指摘です。いかがでしょう。

○教育長室長 ありがとうございます。まず1点目については、まさに各分野間での整合を図るという意味からしても、課題の共有はマストでやっていきたいと考えておりますので、策定段階において、分科会でそれぞれがそれぞれの課題をただ単に計上し合うということのないように調整してまいります。

第2点については、おっしゃるとおり学校教育の中で幼稚園に縛るのではなく、幼児教育は保育園でもこども園でも、ということもありますので、第1章のイメージが、学校教育の中に幼稚園教育だけという、それがイコール幼児教育のように映ってしまうことが懸念されますので、この章立てについては、今後の検討の中で、場合によっては第1章「学校教育」、第2章として例えば「幼児教育」みたいな形でまとめることを検討します。あくまでもアクションプランについては、利害関係のない計画策定の中で議論し、アクションプランにはそこで決まった事項について、公私立幼稚園協議会との申合せとした上で、印刷物として幼保携え合うということといたします。決してアクションプランから計画に逆流してしまうことがないように、そこは切り分けて考えていきたいと思っておりますので、今後の計画策定の際に、幼児教育については工夫を凝らしていきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 でも例えば、幼児教育、幼児期の教育、幼児期の発育をどうサポートするかということについて、今言われたように、最初の計画は、策定は、ポリティカルなゲームから離れてすると

しても、最終的にアクションプランとして印刷物として出すというのが、公私立幼稚園連絡協議会の中で双方が合意できるものだけにすることになると、実はそれはかなりバランスを欠くものになりかねませんでしょうか。

○教育長室長 承知しました。今のご指摘を踏まえて、委員のご懸念が晴れるような取組について、公私立幼稚園側とも、あるいは我々としても検討していきたいと思います。またそのときには、このようにしていくという案が固まりましたら、その時点でまたご相談させていただければと思います。

○山内委員 もう一つは、今港区でも幼児教育というのを、幼稚園でも保育園でもと二つ切り分けているところ、もう少し統合的に考えようとしている中で、幼児教育と4文字になった途端に、区立幼稚園と私立幼稚園のその連絡協議会の中の枠に収め込んでしまっただけで本当にいいのでしょうか、ということももう一つありますけれども。

○教育長 補足をさせていただければ、今、山内委員からお話のあったようなことが、この間、来年度に向けての公立幼稚園の在り方についても、様々な課題が出てきたのは事実です。前回のこの会議の場でもお知らせしたとおり、もう少しオープンな状況の中で会議体を開いていくということで、年度内に検討会を立ち上げる形で、現在調整を進めております。山内委員ご指摘のことが顕在化しないように、より広く、しっかりと意見を聞いて、その中で幼児教育の在り方というのを考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

ほかは。

○田谷委員 幼児教育の話に固執してしまうのですが、そういった場合に、特別に支援が必要な子ども、そのケアをするというのは、やはりこれは公共的な教育機関でないとできないと。保育園しかり、幼稚園しかりですが。その辺のところというのは、過去はいいとして今後はどういうふう、この中に組み入れていくようになるのですか。

○教育長室長 ありがとうございます。今のようなお話を、例えば第1章が「学校教育」、第2章が仮に「幼児教育」となった場合に、それぞれに、そういう支援が必要な場合の対策を計上するケースというのもあると思います。

もう一つは、2ページ目に第5章「教育支援」ということで、それらを支えるための共通する事項について、こういうふうにしていこうということを書くという方法もあると思います。学校教育、幼児教育、あるいは生涯学習の章においても、あるいはスポーツにの章においても、特別な支援が必要だということであれば、それぞれの章の方に、そういう項目を統一して書くようにするか、あるいは統一したことは別項でくくって表すとか、漏れないように構成を考えていきたいと考えております。

今はまだ、全体像は具体的ではないので、今のご指摘についても、検討の過程において明確にしていきたいと考えております。

○田谷委員 今、課長のおっしゃったこと、ぜひともよろしく願いいたします。

それともう一つ、未就学の保護者の方には、そういった、区としてサービスがありますよと言われることが伝わりにくい。小学校になると義務教育ですから、そういうところにそういう保護者も関わらざるを得ないのですが、未就学の状況だとそれでなかなか情報が入ってこないというご意見も聞いたことがあるので、その辺のところも、そういう情報発信を未就学児にもするという点にも力を入れていただきたいと思います。これは要望です。

それともう一つ、同じ障害者のことですが、スポーツの点です。田町のスポーツセンターに行く、かなりそういった方面の、障害者向けのスポーツをやっているようですが、なるべく小さい世代から、そういうスポーツがあるよと、ボッチャにしても何にしても、できることがあるよと。またそれは、未就学時代でもなじみやすいスポーツだと思うので、そういうのを例えば未就学のときから、該当する子ども以外にも広くそういうのも一般人などにも広げていただく機会があればいいかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○教育長室長 ありがとうございます。まさにスポーツの分野においては、世代を特定したものではないと思いますし、それぞれの状況に応じたスポーツの推進というものも必要だと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、田谷委員ご指摘のとおり、世代を問わず広げていくべきものと考えます。今、昨年度協定を締結した障がい者サッカー連盟と一緒に、主に小学生をターゲットにして、スポーツセンターで障がい者サッカーチャレンジというものをやっておりますが、先日実施したものを私も見学しましたが、非常に好評で、子どもたち本当に楽しそうに、保護者の方も一緒に混じってサッカーをして、その後頂いた感想も、こういう機会をもっと増やしてほしいというようなことを頂いています。これをまた色々な世代に広げて、いずれは障害者、健常者問わず、誰でも一緒に参加できるような仕組みも取り入れながら、ぜひ拡大をしていきたいと考えています。具体的なやり方はこれからまた、障がい者サッカー連盟と話し合いながらになりますが、そうした方向でぜひ拡大していきたいと考えております。

○田谷委員 分かりました。よろしく、ぜひとも強力で推進していただきたいと思います。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 ちょっと確認ですが、港区幼児教育振興アクションプランというものについては、説明の文章によると、最終的には、「港区公立幼稚園連絡協議会で協議し決定した事項を掲載する印刷物として作成します」と書いてあるのです。だから、「港区教育推進計画に基づいて公私立幼稚園で共有すべき行動の方向性を確認し合うものとして」と書いてあるのですが、基本的には「公私立幼稚園連絡協議会で協議し決定した事項を印刷する印刷物」と書いてあるのです。そうすると、港区の教育推進計画には基づかないものも含まれる可能性がありますよね。おそらく先程の山内委員の意見というのは、そこがずれてくるのではないのかということだと思うのです。

ですから、そういう意味では、もし本当にこの連絡協議会が決定した事項を掲載する印刷物を作成するのであれば、そこが港区の教育推進計画とは違うのだということも、公私立幼稚園の協議会ではこういうことを決定しましたという形で、誤解のないように書かないと、まさに誤解する印刷物になってしまう気がしたので、その点については、いかがでしょうか。

○**教育長室長** 先程、山内委員と、今、中村委員からもお話しいただいたように、この表現ですと、計画で決まったことのほかに、また協議し決定した事項が掲載されるという印象を与えかねません。イメージとしては計画に基づいて公私立幼稚園協議会で決まった取組を掲載するというつもりですので、計画を上回ることはないし、計画に書かれている、あるいは方向性に沿った取組についてお互い書物としてまとめましょうと事務局側は考えています。ただこの書き方ですと、協議して計画とは違うものがまた決定し、掲載されるといったおそれがあるということでございます。先程教育長から補足していただきましたが、ここの書きぶりについては、今日はこれで報告してしまいましたが、今のご指摘を踏まえて、実務的にはそういうそごがないようにまとめていきたいと思っております。この「協議し決定した事項」というものが、計画を上回るという誤解のないように進めてまいりたいと思っております。

○**教育長** ほかは、いかがでしょうか。

○**山内委員** 今の点、もう一回確認なのですが、今、指摘があったように、一つはこの計画にないものが加わるという可能性がある。もう一つは、計画の中で、ある一部の声の大きい人たちから「これは気に入らない」というものがあれば、それは外れるとか無視される可能性がある。つまり最後のお墨つきを得る機関というのが、この協議会ということになってしまうということになる訳ですよ。しかも今、取組について、両方で取組として認めるものという話になっています。

ただ、幼児教育というのはさっきから申し上げているように、幼稚園の教育だけではないはずなのです。そういうことも考えたときにも、そういう協議会、しかも今実際には一部の声の大きい幼稚園の意向が強くなっているような状況の中で、お墨つきを得る機関というのをここに置くということが、大丈夫なのですかということです。

○**教育長室長** おそらく、最近の現象を御覧いただいたご懸念だと思います。今まではアクションプランは公私立幼稚園連絡協議会に学識経験者の方も入っていただいて中身を決めてきました。今回は統合して、計画の方にまとめようという話なので、当然印刷物の扱いも、あるいはその決定プロセスも見直していかなければいけないと思います。これまで頂いたご懸念を踏まえて、協議の仕組みそのものも改めていきたいと考えていますので、そこを間違えないように差配してまいります。

○**教育長** ほかは、いかがでしょうか。

○**鈴木委員** すいません、こちらの議案の中で、最後の6番のところだけが私も気になっていたのですが、初歩的な質問なのですが、港区幼児教育振興アクションプランと、協議会が出される印刷物というのは、対象がどういう方に配布されるもので、どういう趣旨で配布されるものなのかを教えてくださいませんか。

○**教育長室長** 港区幼児教育振興アクションプランの対象は基本的には広く区民にということです。幼稚園教育を中心として幼児期の教育について、学校教育推進計画でも一部、そして、アクションプランでも一部具体的な、幼稚園教育を中心とした幼児教育の取組が書かれています。

それについては、今後一つの計画の方に一本化して、我々が思っているこのアクションプランという冊子そのものは、そういった区の幼児教育に関する計画を公私立の幼稚園の現場を中心に、今

後の幼稚園教育の現場ではこのように動いていきたいと思います。あるいは、幼児教育を推進している保育園、こども園などでも共有する。なので、どちらかというと、このアクションプランはこれまでは一般区民に計画としてもお示ししていたものですが、今後は実務者に向けた印刷物という色彩を強めていこうという考え方はありました。ただ、そこも、また何かまた別の形の覚書的なものにはなつてはいけないという懸念は十分分かりましたので、そこも含めてこのアクションプランの扱い、それから配布先なども含めて、再考させていただければと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 やはり私も6番なのですが、色々公私ともに幼稚園、保育園でもお考えがあると思いますが、私が一番申し上げたいのは、基本的なそういう幼児教育の考え方というのがあると思うのですが、そういう理想的な考え方のほかに、より区民が欲している幼稚園の運営体制というもの、この協議会では十分お考えいただきたいなど。はっきり申し上げますと、幼児教育の長時間化というのがございますが、過大な長時間化というのは、それは私も幼児に、負担があるのでいけないと思うのですが、ある程度、区民が望んでいることであれば、そういうような問題にも言及していただいても悪いことではないかなと思っております。以上です。

○教育長 ありがとうございます。それでは、皆さんから、様々な視点からご意見を頂きましたので、先程教育長室長の方からも話がありましたように、しっかりとこの辺は工夫をしていただくということ、特に6番の部分についてはしっかりと調整をしていきたいと思っておりますので。また、これは今、この方向性ということで、これで決定ではありませんので、しかるべきタイミングでお話し合いができればと思いますので、よろしくお願いをします。

2 令和6年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について

○教育長 次に報告事項の第2「令和6年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは資料No. 2を御覧ください。「令和6年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について」ご報告をさせていただきます。

本年8月20日から9月20日まで募集いたしました二次募集の選考結果のご報告です。

項番の1、2、3については記載のとおりです。

給付奨学生は19名の応募がありましたが、貸付奨学生については0名でございました。

続きまして、次のページに行きますと「給付及び貸付金額」ということで、表にあります支給区分、それから収入基準、これについては、本年第2回定例会において改正いたしました条例に基づく基準に改まってございます。給付額についても同様です。

もう1ページおめくりいただきまして、4分の3ページに項番の7「実績表」が載っております。令和6年度の予約募集として、昨年募集した予約募集は17名、一次募集は7名、二次募集は19名です。今回の二次募集については特例的に、一次募集と二次募集の間で制度が変わったことで前期分と後期分に分けて、もう一度4月から遡って募集をしたところ、19名の方の応募があり

ました。同じ19名ですが、前期と後期で、改正したことによって区分が変わっていたりするので、内訳が変わっていますが、基本的には19名の方は、人物に変わりはありません。

(2)で「貸付奨学生」を見ていただきますと、昨年の年末に行った予約募集においては10名の応募がありましたが、本年に入りましてからの一次募集、二次募集ともに、貸付の応募は0ということで、これは給付型の奨学金の効果が高まったということの証左かなと事務局では考えております。

最後4分の4ページに、今回の19名の応募の状況を書いてございます。資料の赤枠で囲った部分、これは制度を改正したことによって応募がかなった方たち。あるいは、改正前の条件よりも給付の状況がよくなった方たちをお示ししたもので、19人中17名が改正のメリットを生かした応募になっているということ、ここで御覧いただければと思います。

今後も新たに、またこの給付型奨学金等の制度については不断の見直しをして、より多くの子どもたちに大学進学を諦めずに進めていただけるよう、制度改善に努めてまいります。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 応募者が増えたということは、とてもよかったと思っています。今ご説明があったとおり、改正したことが功を奏したのだと思いますが、改正した色々な事項の中で、特にどこの部分の改正が、今回、強く効いていたかというところの分析があれば、教えていただければと思います。

○教育長室長 ここで、4分の4ページの、例えば3番目から6番目まで非課税から非課税の区分というのが今回多くあるのですが、この方たちは、今までですと非課税世帯については国の支援のみを受けていました。今回改正によって、116万円という区の基準から、国の支援額を差し引いた金額を給付しますというふうに改正をしました。

これまでですと、例えば国の方で100万円の支援を受けるとなった場合、区の116万円と比べると6万円低かったのです。今回は116万円をベースに、国から支援を受けている金額を差し引くというふうに制度改正したことで、非課税の方も116万円引く100万円の16万円を受け取れるようになった。これまでは非課税世帯イコール国の支援のみだったので、116万円と100万円の差の16万円は受け取れなかった。それが今回、こういった形で非課税世帯の方たちが、二次募集のときによく御覧になって、16万円の給付を受けに来られたというのが今回特に顕著な事例でした。

○山内委員 ありがとうございます。では、もう一点質問です。

申請者が増えたことはよかったと思いますが、そもそも想定している給付奨学生数は、どの程度想定して予算などを組んでいるのか。つまり、その中で今回申請者がどのくらいかと、あるいは想定している給付総額に比べると今のこれで何%くらいを満たしているか、あるいはオーバーしているのかという、その状況も併せて教えてください。

○教育長室長 今回、制度改正するに当たって、年収600万円以下の世帯で17歳のお子さんがある人数が110人と想定していました。改正して750万円にすると2倍の220人くらいいる

のではないかとということで、そこに利用率を掛けて、50人くらいの予算は取っていたのですが、結果は19人ということでした。

一般的に、大学進学率が8割、9割という中で、進学しない1～2割の方たちの層が、もしかしたらこの200人の中に多くいらっちゃって、がゆえに利用率が伸び切らないのかなと事務局としては分析しています。港区の場合はもしかしたらもう少し高額所得の方に、大学進学をしている8割、9割の方たちが上に詰まっているのではないかと。そういった分析をしています。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味では今後さらに、もし進学率が所得の階層によって偏っているとすると、こういう制度をせっかくつくっても、それで終わりではなくて、高校生世代にこういう仕組みがあるということ、早い段階からどう伝えていくかということが非常に重要になってくるということですね。

○教育長室長 おっしゃるとおりで、今後は緊急配信メール等で、この制度については小学校のときから目にしてもらっています。小学生ですと6年生の保護者の方でいえば12歳の子がいるので、あと5年後に、今までであれば諦めていたかもしれないけれども、こういった制度があるので子どもを大学に進学させよう。なるべく早い段階からこの制度を周知して、本人にもなるべく早い段階からこういう制度があって、志高く学問に向いてもらうように、こちらとしても力を入れていきたいと思えます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 参考までに教えてほしいのですが、貸付奨学生の令和5年度とか4年度の募集、あとは実際に貸し付けた人の数は分かりますか。

○教育長室長 給付型を開始した令和3年度からの4か年ですが、令和3年度が9人、令和4年度が7人、令和5年度が5人、令和6年度が5人ということで、徐々に減ってきていて、予約募集とって、来年の大学に入りますよというときは、貸付奨学金の制度の応募があるのですが、当該年度に入ってから的一次募集、二次募集については、このところ応募件数がゼロという状況です。今後はますます予約募集においても給付型の方を選択してくるケースが多くなっていくかなと思っています。

○中村委員 去年までの二次募集は途中で制度が変わっていないからそれだけの人数が来たけれども、今回は変わったのでおそらくゼロになったのだろうと、そういう読みということですかね。

○教育長室長 そうですね。徐々にそういうふうになっていくという読みです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

3 令和6年度「マイスクールPRコンペティション」の開催について

○教育長 それでは次に報告事項の第3「令和6年度『マイスクールPRコンペティション』の開催について」説明をお願いいたします。

○**教育人事企画課長** それでは教育委員会報告資料No. 3を御覧ください。「令和6年度『マイスタイルPRコンペティション』の開催について」ご報告させていただきます。

本事業は、以前に「子どもサミット」として実施していたものを昨年度より、区立各小中学校児童・生徒が在籍校や学校周辺の地域の魅力づくりに向けたプレゼンテーションを、議会棟をお借りして実施しているものです。

項番1「目的」です。区立小中学校の児童・生徒が主体となって、在籍校や学校周辺の地域の魅力づくりに向けた取組を考えて実行していく活動を支援することにより、区立学校や地域の魅力を児童・生徒が発信する機会を創出し、在籍校や地域を誇りに思う心を育むとともに、地域の諸課題の解決に向けて社会に参画する力を育成することを目的として実施いたします。

項番2、項番3、「日時」及び「会場」です。令和6年12月9日月曜日、午後2時30分から4時30分まで実施いたします。会場は区議会棟、本会議場及び第1から第6委員会室で実施いたします。

項番4「参加者」です。小学校高学年児童、中学校生徒会生徒等、各校発表する児童・生徒2名以内、引率教員各校2名以内、区長、議長、副議長、港区議会議員、教育長、教育委員会委員となります。

項番5「内容」です。

まず「部会別コンペティション」です。午後2時30分から3時20分まで、小学校を3部会、中学校を2部会に分けて、各委員会室でプレゼンテーションを行います。各部会で、参加した児童・生徒の投票により代表校をそれぞれ1校選出します。各部会の学校は、裏面④「部会表」のとおりとなります。

「コンペティション決勝」です。午後3時30分から4時30分まで本会議場にて実施します。区長挨拶、議長挨拶の後、各部会の代表校がプレゼンテーションを行います。プレゼン後に本コンペティションに参加した全児童・生徒の投票により最優秀校を決定し、教育長からの講評及び最優秀校発表、中学校PTA連合会会長による表彰となります。

なお、昨年度は模造紙でプレゼン資料を作成し発表しましたが、会場全体で資料を見やすくできるよう、今年度は各校が資料をプレゼン用のソフトで作成し、プロジェクターで投影して発表するようにしております。

項番6「その他」です。施設の都合上、傍聴席での参観は、参加児童・生徒1名につき保護者1名までとしております。

(2) コンペティション後、最優勝校2校の取組やスライドを掲載し、区全体に向けて周知し、子どもたちの取組や思いを区民に周知してまいります。

雑駁ではございますが、ご報告は以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

4 学校法律相談の令和6年度上半期実施状況について

○教育長 それでは次に、報告事項の第4「学校法律相談の令和6年度上半期実施状況について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 資料No. 4を用いまして、「学校法律相談の令和6年度上半期実施状況について」報告させていただきます。追加資料といたしまして今、昨年度上半期の実施状況についてもお配りさせていただきます。

では、説明させていただきます。

期間でございますが、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの状況でございます。

相談件数ですが、9校で9件、18回ありました。

参考にかかせていただいておりますが、また資料等でも提出させていただいておりますが、令和5年度の上半期の相談件数につきましては14件、24回。また、一度資料に戻りますが、令和5年の下半期の相談件数につきましては16件、27回の状況でございました。

保護者等の面談への弁護士の同席制度の利用は、今回もございませんでした。

それでは表の方に戻らせていただきます。表の方を御覧ください。

原因のところが一番多いのは「保護者とのトラブル」でございます。こちらが5件で、小学校3件と中学校2件の記載でございます。「保護者とのトラブル」の「学校運営的事項への助言」の中学校の8回についてですが、こちらは、中学校でいじめの訴えがあったことに対する保護者対応、また保護者への報告の仕方等についての相談で、複数回しているものでございます。

続きまして、「その他」についてでございます。こちらは、生活指導の事案の共有の仕方、学校内での共有の仕方であったり、カスタマーハラスメントに関する資料提供や対応の相談についてでございました。

主なものについては以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 確認ですが、今年、去年の上半期と比べて総数が減っていると。それから、その前の年、4年度の上半期は18件の44回ということになってはいますが、私が学校相談員の先生方から聞くところによると、1件、関連相談がすごく多くて、こういう回数が増えているのだという話で、今年はそのようなものがあまりないと聞いていますが、それは間違いはないですか。

○教育指導担当課長 昨年度も、一番多いのは、いじめなどの対応に対する複数件の相談、報告書の書き方であったりとか、または相談でどこまで答えていいのかとかいうことについて複数回相談しているケースがありました。

今年度につきましては、相談するまでに至らずに解決に至っているケースであるとか、実際に、校内でそこまで大きなトラブル等が発生することなく今のところ進んでいるという現状で、ここまでの相談件数にとどまっている状況でございます。

○中村委員 分かりました。今、課長から説明があった中で、弁護士に相談するまでに至らないで解決した案件も多いというお話がありましたが、それは可能であれば、こういう案件は、学校法律

相談委員会の方には情報として流してもらえませんか。学校法律相談員が、これは別に相談しなくてもよかった案件だと思えばそれでいいのですが、場合によると、これは本当は相談すべきではないかという案件もあったりするといけないので、そういう案件が結構あるのであれば、そういう情報を委員会の方に委員長経由で、こういうものが、今年は、表には出なかったけれどもこんな相談がありましたということで、相談の具体的な内容を、こんなものがありましたけれども相談せずに解決しておりますという報告を委員会にもしてもらいたいです。弁護士の方もその辺は、中を見て、これは相談した方がよかったのにといいものがあればフィードバックできますので、それは、やっていただければと思います。

○教育指導担当課長 内容等、こちらの方で確認させていただいて、しかるべく情報提供させていただきたいと存じます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○中村委員 お願いします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから何かありますでしょうか。

○図書文化財課長 かねてからご報告をさせていただいております、高輪築堤の5・6街区の確認調査の件でご報告させていただきます。

令和3年5月11日に、港区教育委員会として、現地保存を考慮した開発計画の策定を要望する要望書をJR東日本に提出しております。この5・6街区において、遺構の残存状況を確認する調査を今年の9月18日から実施しておりますが、ある程度調査の成果がまとまってきましたので、先程お配りした紙のとおり、今週中に確認調査の速報という形で調査状況を報告させていただくことを予定しております。

また現地見学会を実施するというので、今JR東日本の方としておりますので、現地見学会を実施するということのプレスリリースも今週予定をしております。

かねてからご案内しているとおり、教育委員の皆様におかれましては、11月25日の臨時会終了後に先行して現地をご案内する予定でありまして、現在のところ、午前中には教育委員会が終わる見込みと聞いておりますので、中村委員も、11時半ぐらいに出発して、現地で12時半ぐらいには解散できる見込みですので、ご参加いただければと思っております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、日程調整の方、よろしくお願いをしたいと思います。

その他は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回臨時会は、先程話がありましたように、11月25日午前中、こちらは参集の開催にさせていただきます。よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員